

市民との意見交換会・報告書

開催地区：湊地区	開催日時：令和4年11月14日（月） 18時30分 ～ 19時50分
担当班：第2班（出席議員）成田芳雄、斎藤基雄、中島好路、小倉孝太郎	（欠席議員）丸山さよ子
開催場所：湊公民館	
参加人数：男性 9名、女性 0名、合計 9名（うち班外議員 0名）（他自治体等傍聴者 0名）	
会場の雰囲気、次回に向けての反省点、申し送り事項など	
1. 意見交換の総括	
(1) 議会報告、市政全般についての総括	
① 湊地区のまちづくりに向けた課題について	
・道路の整備や改修についての意見が多く寄せられ、議会が要望的意見などを出すことが、逆に個々の事務事業の予算を少なくさせているのではないかとの意見もあった。	
・集落管理の簡易水道について、早期に市に移管する上での課題や、給水施設等整備補助金の交付対象範囲に関する質問があった。	
・除雪業者との打ち合わせについては、参加者9名中4名の区長から行っているとの回答があった。 （実施≒36%）	
② 市政全般について	
・意見交換会が人数制限のもとで行われることについて「残念である」との意見があった。	

○ 議会報告、市政全般について

※分類 ●議会に関するもの ○市政に関するもの
 ※番号 ①回答(処理)済 ②ご意見として伺った事項(含む情報提供) ③後日回答

市民の発言内容	議会（議員）の発言内容	処理状況			※項目 キーワード
		分類	番号	対応	
意見交換会についての各種団体等への案内のチラシも受け取り区長会で諮ったところ、当初は区長16名中14名が参加する予定であった。しかし、参加数に10名という制限があったので、区長会で相談した結果、各種団体にまで参加を求めないことにせざるを得なかった。人数制限はやむを得ないことかもしれないが、広い会場なのでもったいないと思う。	残念ながら新型コロナウイルス感染症の現状では、参加人数の制限をせざるを得ない。私たちも感染症が早期収束し、人数制限のない従来のような意見交換会開催ができるよう願っている。	●	①		意見交換会
経沢地区の道路舗装を令和3年、令和4年とやってもらっているが、毎年200mほどでしか行われないことが不満だ。なぜ早期完了ができないのか。	道路や側溝整備に関する各地区からの要望について、令和3年度決算審査の中でも未対応が721件と多数あることが分かりました。令和3年度においては数ある未対応への対応が56件しか出来ませんでした。市当局では、小規模の工事を多くすることでできるだけ多くの地区の要望に対応しようとしているために、工事完了までに一定の年数を要するのはやむを得ないと受け止めている。	○	①		道路
道路整備などの陳情が多いというが、議会では整備の優先順の調査をしているのか伺いたい。	事業の優先順を決めるのは市当局で、事業の決定と予算付け、執行する権限は市長に属している。議会は市長の提案をチェックし議決権により賛否を決めるという関係になっている。議会としても、市民の請願や陳情を審査するに際し調査は行なっている。 また、市民の要望が当然であると思われることについては、先に述べた市長と議会との関係ではある、当局との交渉によって市民要望が実現するよう努力している。	●	①		議会活動

○ 議会報告、市政全般について

※分類 ●議会に関するもの ○市政に関するもの
 ※番号 ①回答(処理)済 ②ご意見として伺った事項(含む情報提供) ③後日回答

市民の発言内容	議会（議員）の発言内容	処理状況			※項目 キーワード
		分類	番号	対応	
<p>経沢から高坂へ抜ける道路の件では、地区から陳情もし、議会も調査したと思うが、その後まったく具体的になっていないのではないかと。</p>	<p>経沢から高坂に抜ける市道 I-24号線の整備については経沢町内会より陳情があり、区長さんの立会いのもと建設委員会が現地を調査し、町内会役員の方々とも意見交換をした経緯がある。その中で、1級市道としての規格にはこだわらないので、まずは早期に自動車の通行が可能な状態にしたいとの地元の意向が確認されたこともあり、議会で陳情が採択された。しかし、その後、事業化がされていないというのはご指摘のとおりであり、事業化の課題などについて建設委員会・予算決算第4分科会で議論されるべきと考えている。</p>	●	①		道路
<p>議会としての要望的意見の説明があったが、議会からの要望が影響し、行政が一箇所あるいは一定区間の工事を早期に完了させることをできなくしているのではないかと。 また、声の大きい議員の家の前は真っ先に舗装されるなど公平性に問題のあるやり方があったことを聞いているがどうか。</p>	<p>議会から市当局への要望的意見は、市が行う事務事業に対する議会としての課題認識を示し、改善を図ることなどを求めるものです。議会の要望的意見が行政の事務事業の遂行を滞らせているとは考えていないが、市民の皆さんの要望ができるだけ早期に実現するための予算要望などについて引き続き取り組んでいく。 また、特権的な扱いを受けている議員がいるのではないかとということだが、現在においてそのような事例は全くないと認識している。</p>	●	①		議員活動

○ 議会報告、市政全般について

※分類 ●議会に関するもの ○市政に関するもの
 ※番号 ①回答(処理)済 ②ご意見として伺った事項(含む情報提供) ③後日回答

市民の発言内容	議会（議員）の発言内容	処理状況			※項目 キーワード
		分類	番号	対応	
<p>下馬渡集落内の市道3-26号線の一部が舗装されておらず砂利道のままで、手押し車を使いながら畑仕事に出かけている年配の住民にとっては大変危険な状況になっている。市道の一部区間は側溝も素掘りのままで整備されていない。これらの整備については今年8月22日に陳情を出したところ、10月上旬に、優先度の高い順に整備を行なっているので直ぐには出来ないという回答が来たが、沿線に家を建てたUターン者が、市道と民地の境界が分からないため塀も建てられないと困っているなどの問題も発生している。</p>	<p>市道の幅員が狭く難しい状況があるのかと推測しますが、素掘りの側溝整備については、U字溝の現物支給を受け、多面的機能交付金を活用して整備することを年間計画書に入れるよう検討されてはいかがでしょうか。なお、現地を調査させていただきま</p>	○	③	後日調査し、事後報告する。 (事後処理報告書P8に記載)	道路
<p>原集落では集落管理の簡易水道を市に移管するための課題について、毎年10月に健康増進課と意見交換をしているが、市は石綿管を入れ替えないと移管はできないと言っている。今年も、国道294号線の下を通している配管が破損し修理したところ240万円もの請求がきた。現在、水道施設の配管図面を作成し、厚生労働省に提出しなければならないが、保健所からは提出までに3年の猶予をもらっている。国道を大型車が頻繁に通る、その揺れで老朽管が破損するリスクも大きくなっており困っている。</p>	<p>平成30年の水道法改正により、令和3年10月から簡易水道においても施設管理者が施設台帳を整備する義務を負うことになったことは承知している。湊地区の他の集落管理簡易水道でも、老朽化した配管の敷設替えなど全体の更新を市の給水施設等整備補助金を活用して数期に分けて実施する検討をし始めると聞いている。 なお、原集落で国道下の給水管が破損した箇所については現地調査し、事後報告する。</p>	○	③	後日調査し、事後報告する。 (事後処理報告書P10に記載)	水資源問題
<p>赤井集落では簡易水道の塩素注入器を100万円近くかけて更新したが、給水施設等整備補助金は、このような機器の更新なども補助対象になるのか。</p>	<p>補助金は、事業実施の前に申請しなければならないもので、既に事業を実施し費用を支払ったものは対象になりません。また、機器の更新が補助対象になるかどうかについては、確認し、後日報告する。</p>	○	①	後日調査し、事後報告する。 (事後処理報告書P11に記載)	水資源問題

○ 議会報告、市政全般について

※分類 ●議会に関するもの ○市政に関するもの
 ※番号 ①回答(処理)済 ②ご意見として伺った事項(含む情報提供) ③後日回答

市民の発言内容	議会（議員）の発言内容	処理状況			※項目 キーワード
		分類	番号	対応	
<p>前回の意見交換会報告書の8ページにも記載されている集落の防災サイレン修理について、市長との懇談会でもお願いしたことを報告しておきたい。</p>	<p>防災サイレンについては市の補助対象にはないが、一般財団法人自治総合センターの補助対象になっているようだ。赤井集落では修理をされたようですが、今後更新が必要になった場合などには、単独あるいは複数の集落でそちらに補助申請することを検討されてはいかがか。</p>	○	①		防災・安全
<p>旧赤井小跡地の除草管理をどうするのか、市の対応が分からない。みんなと湊まちづくりネットワークが実施した赤井の大イチョウのライトアップには、多くの見物客が集まり、旧赤井小校庭の一部を駐車場に借りたが、農道に駐車する方も少なくな、トラクター通行などの邪魔となっている問題がある。現在、旧赤井小跡地は総務部の所管になっているようだが、市には、ぜひ年間を通じた管理をお願いしたい。赤井集落では、市から依頼され年に1度の刈り払いを行っているが、土地の状態も悪いため草刈機の損傷もある。</p>	<p>管理についての市の考えを確認し、後日報告する。</p>	○	③	後日調査し、事後報告する。 (事後処理報告書P12に記載)	行政

○ 議会報告、市政全般について

※分類 ●議会に関するもの ○市政に関するもの
 ※番号 ①回答(処理)済 ②ご意見として伺った事項(含む情報提供) ③後日回答

市民の発言内容	議会（議員）の発言内容	処理状況			※項目 キーワード
		分類	番号	対応	
背あぶり山の風力発電について、市は現状をどのように把握しているのか聞きたい。	背あぶり山の風力発電計画で環境影響評価法の対象となる規模の事業計画については、市のホームページに掲載されているが、法や福島県環境影響評価条例の対象になっていないノーバルホールディングス社の2基については、市の関与がなく掲載されていない。法の対象となっているコスモエコパワー社の35～40基の増設計画、クリーンエナジー社の5～7基の建設計画、イメージワン社の5基の建設計画は、いずれも環境影響評価方法書が既に提出され、現在は風況調査や野生生物生息調査、騒音調査、また水質影響調査などが行われていると承知している。このうち、イメージワン社の計画については、立地予定地である共和地区の3町内会が問題のある計画であるとの声を挙げていると承知している。	○	①		環境
現在、コスモエコパワー社から認可地園団体の一員になることについて相談がきているが、了承して問題はないか。	町内会が自主的に判断することなので、現状において特に問題になることはないと考えます。	○	①		環境
堰場集落内の道路の舗装をきちんとやってほしい。	堰場集落の舗装状況が、小規模の損傷の補修を繰り返して継ぎはぎ状態になっていることは承知している。市では優先度の高い地区から改修を行なっているために早期の対応がされないものと考えられますが、市に対して粘り強く繰り返し要望をあげていただきたい。	○	①		道路
本日の意見交換会の報告書を、参加者全員に個別にいただきたい。	議員がお届けに伺う。	●	③	後日、報告書を届ける。	意見交換会


○ 議会報告、市政全般について

※分類 ●議会に関するもの ○市政に関するもの
 ※番号 ①回答(処理)済 ②ご意見として伺った事項(含む情報提供) ③後日回答

市民の発言内容	議会（議員）の発言内容	処理状況			※項目 キーワード
		分類	番号	対応	
	各町内の雪溜め場の状況や除雪業者との打ち合わせの実施状況について伺いたい。				
原地区では、公民館(集会所のこと)を雪溜め場にしていて山のように積み上げている。	意見として伺う。	○	②		雪害対策
田んぼや畑に雪を置いているので、雪ため場そのものが問題になることはないが、春先に農地に砂利などが沢山運ばれているのには困ってしまう。	意見として伺う。	○	②		雪害対策
赤井、笹山、原、戸ノ口では業者との打ち合わせを行なっている。	意見として伺う。	○	②		雪害対策
道路側溝が明らかに除雪によって損傷させられたと思われるのに、その責任取らない。	意見として伺う。	○	②		雪害対策
業者との打合せの仕組みがあることを知らなかった。	意見として伺う。	○	②		雪害対策
除雪シーズンが終了した後の区長に対する完了届けや報告も義務化すべきだ。このことを市から業者に指導すべきだ。	意見として伺う。	○	②		雪害対策
集落内の除雪を行なっている業者が分からない。	除雪シーズンが始まる前に、業者には各町内会の区長さんと打合せし、要望などを聞くことがルール化されているので、道路課に問い合わせてください。	○	①		雪害対策

市民との意見交換会・事後処理報告書

湊 地区

件名	処理（対応）内容	備考
<p>1. 3級市道の舗装と側溝の整備について (P 4)</p> <p>参加人数：男性 9名、女性 0名、合計 9名（うち班外議員 0名）（他自治体等傍聴者 0名）</p>	<p>【市民からの要望・質問】 下馬渡集落内の市道3-26号線の一部が舗装されておらず砂利道のままで、手押し車を使いながら畑仕事に出かけている年配の住民にとっては大変危険な状況になっている。市道の一部区間は側溝も素掘りのままで整備されていない。これらの整備については今年8月22日に陳情を出したところ、10月上旬に、優先度の高い順に整備を行なっているので直ぐには出来ないという回答が来たが、沿線に家を建てたUターン者が、市道と民地の境界が分からないため塀も建てられず困っているなどの問題も発生している。</p> <p>【事後処理結果】 ○11月26日、第4班4名で現地確認を実施。 ○11月29日、現地調査を踏まえて道路課に次の点を確認し、回答を得た。</p> <p>問① 市道3-26号線については、市道の拡幅のために土地を提供することが可能だとの意向が地元から示されていることをどのように考えるか。</p> <p>答① 同路線については整備が必要と考えているが、事業化の時期は明確にできる状況にない。しかし、道路を拡幅することで人家との連坦が進み、除雪も可能となり、また通行の需要度が増すなど、新たな条件下での整備が検討されると考える。ただし、道路整備では多数の要望が積み残しになっており、整備時期についてはやはり定かにはできる状況にない。 （次のページにつづく）</p>	<p>備考</p> 


市民との意見交換会・事後処理報告書

湊 地区

件名	処理（対応）内容	備考
	<p>問② 現物支給により地元が側溝整備を行った場合、その作業がむだにはならないか。</p> <p>答② 道路整備の事業化を明確にできない状況にあり、側溝整備を地元で実施できるのであれば道路環境の維持には有効であり、無駄にはならないと考える。</p> <p>【班としての意見】 市道3-26号線については、町内会として道路拡幅のために市に用地を提供（寄附採納）することを検討し、その内容により改めて陳情することを検討されてはどうかと考えます。 また、同路線の側溝整備については、意見交換会会場で第2班がお話ししたように、農政課の多面的交付金活用により地元の作業で実施することを検討されてはどうかと考えます。</p>	

市民との意見交換会・事後処理報告書

湊 地区

件名	処理（対応）内容	備考
<p>2. 集落管理簡易水道の給水管破損について (P 4)</p>	<p>【市民からの要望・質問】 原集落では集落管理の簡易水道を市に移管するための課題について、毎年10月に健康増進課と意見交換をしているが、市は石綿管を入れ替えないと移管はできないと言っている。今年は、国道294号線の下を通して配管が破損し修理したところ240万円もの請求がきた。現在、水道施設の配管図面を作成し、厚生労働省に提出しなければならないが、保健所からは提出までに3年の猶予をもらっている。国道を大型車が頻繁に通り、その揺れで老朽管が破損するリスクも大きくなっており困っている。</p> <p>【事後処理結果】 ○11月26日、第2班4名で現地調査を実施し、区長さんから改めて話を伺った。</p> <p>【班としての意見】 意見交換会でお話ししたように、市の給水施設等整備補助金の交付等に関する要綱では、部分的改修を補助の対象にしていません。区長さんの話では、国道の真下を南北に石綿管等が敷設されているとのことですので、これら老朽管の全面的な敷設替えについて、健康増進課と協議されることを検討されてはどうかと考えます。 なお、市の補助金交付要綱は、部分改修に対応していないとはいえ、原地区のように国道下の水道管修繕を行う場合は、国道の原状復帰に多額の費用を要することが明らかになっており、全面改修を行うことが果たして現実的なのかとの疑問があります。したがって、市においては多額の修繕費用を要する場合に対応できる補助金交付要綱について検討すべきと考えます。</p>	

件名	処理（対応）内容	備考
<p>3. 給水施設等整備補助金の交付対象について（P 4）</p>	<p>【市民からの要望・質問】 赤井集落では簡易水道の塩素注入器を100万円近くかけて更新したが、給水施設等整備補助金は、このような機器の更新なども補助対象になるのか。</p> <p>【補助対象事業の概要】 ○市給水施設等整備補助金の交付等に関する要綱の補助対象事業は次のとおりです。 ・新たな水源開発及びこれに伴う附帯設備の新設又は改修 ・新たな配水管布設及びこれに伴う附帯設備の新設（配管設備のない地区に限定） ・老朽化による排水管の敷設替え及びこれに伴う附帯設備の改修（部分改修は含まない） ・給水管の新設（新たな配水管布設に伴う地区に限定）</p> <p>【班としての意見】 問い合わせのあった塩素注入器は残念ながら補助の対象とはなっていません。また、他の補助金を申請する際には、意見交換会でお伝えしたように、既に支払った金額に対して補助はされませんので、補助を求める場合は事業を計画する段階から市の担当部署にご相談されるようお願い致します。</p>	

市民との意見交換会・事後処理報告書

湊 地区

件名	処理（対応）内容	備考
<p>4. 旧赤井小学校跡地の除草等を含む維持管理について (P 5)</p>	<p>【市民からの要望・質問】 旧赤井小跡地の除草管理をどうするのか、市の対応が分からない。みんなと湊まちづくりネットワークが実施した赤井の大イチョウのライトアップには、多くの見物客が集まり、旧赤井小校庭の一部を駐車場に借りたが、農道に駐車する方も少なくなく、トラクター通行などの邪魔となっている問題がある。現在、旧赤井小跡地は総務部の所管になっているようだが、市には、ぜひ年間を通した管理をお願いしたい。赤井集落では、市から依頼され年に1度の刈り払いを行っているが、土地の状態も悪いため草刈機の損傷もある。</p> <p>【維持管理についての市の方針】 ○11月29日、市総務課から以下について確認した。 ・旧赤井小学校跡地については、今年度から普通財産になり総務課が所管することになったが、校庭跡地の維持管理については引き続き教育委員会総務課が所管し、年2回の除草作業を地元町内会に委託している。 ・地元町内会から、市に土地の凹凸により刈払い機の損傷等が多い問題について対応を求める陳情が出されていることは承知している。 ・市総務課としては、教育委員会総務課と情報共有、意見交換を図りながら今後の維持管理の在り方について検討する。</p> <p>【班としての意見】 今後の維持管理については、市においてこれから検討される状況であることが分かりました。市総務課からの聞き取りに際し、地元もの意見を反映させた維持管理方針とするよう求めました。</p>	